

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度岩手県建設業構造実態調査業務
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和8年3月13日まで
- (4) 納入場所 岩手県県土整備部建設技術振興課
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年10月1日(水) 午前11時
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁8階 8-L会議室

3 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 5(3)に掲げる書類の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 前号の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)若しくは物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)に基づく指名停止又は庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていない者であること。
- (5) 岩手県県税条例(昭和29年条例第22号)第4条に掲げる税目、法人税、申告所得税及び復興特別所得税及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 代表者、役員(執行役員を含む。)、支店若しくは営業所を代表する者又は経営に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 平成27年4月1日以降に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体から建設業構造実態調査業務を受注した実績を有する者であること。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁7階
岩手県県土整備部建設技術振興課 建設業振興担当
電話番号 019-629-5954 F A X 番号 019-629-2052

- (2) 入札説明書等は、岩手県ホームページ
(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/1090234.html>) に掲載する。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時までに 4（1）の場所に持参又は到達するよう書留郵便により提出しなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 3に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他入札の詳細については、入札説明書に示すとおりとする。